

道路・公園などの清掃・緑化ボランティアを支援

『景観サポーター制度』を スタートさせます!

私たちが普段なにげなく利用する「道路」や「公園」あまりにも身近すぎてその大きさを忘れてしまった。そして、これらの公共施設は、いつもきれいであつてほしいと誰もが思っています。これら施設の清掃や除草、緑化などは常に人による管理や手入れが必要ですが、市だけで市内全域の行き届いた管理をすることは容易ではありません。

市では、道路や公園などの公共空間について、清掃や花木の手入れなど施設の環境美化に取り組むボランティアの皆さんを支援するため、「景観サポーター制度」をスタートさせます。

乱ごみに困った当局が、市民に清掃の協力を呼びかけたところ、大きな注目を集めました。その後ハイウェイ以外の公共スペースにも広がり、急速に全米に普及。日本にも伝つたこの取り組みは、各地へと広がるにつれて、さまざまなアイデアが加わっています。

「アダプト」とは「養子縁組をする」を意味し、公共の場所を養子にみたて、市民が里親（活動団体）となつて養子（道路、公園など）の美化活動を行い、行政がこれを支援する制度です。

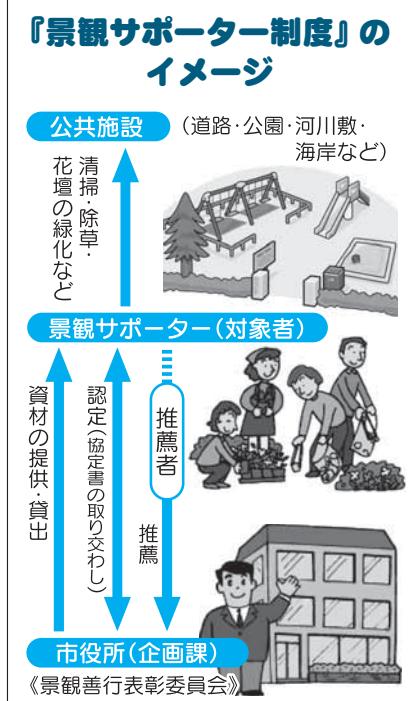
アメリカが 支援制度の発祥の地

私たちが利用する道路や公園などの公共施設に、ごみが散乱していたり、雑草が生い茂つたりする光景を目にすることは少なくありません。本市をはじめ全国の多くの自治体では、「ポイ捨て防止条例」を制定し、広く呼び掛けていますが、依然としてごみのポイ捨てが後を絶ちません。

アメリカでは1985年、テキサス州交通局がハイウェイのごみ散乱対策として、「アダプト・ア・ハイウェイプログラム」という取り組みを始めました。毎年増え続ける散

なぜ今 『景観サポーター制度』が必要なの?

市内においても、クリーン作戦をはじめ、道路や河川敷、海岸、公園などのいわゆる「公共空間」で、清掃や花木の手入れなど、美観保持や景観形成のための自主的な活動が多く展開されています。中には、季節を問わず1年中、美化活動を続けている人もいます。このような活動をはじめ、多くのボランティア、町内会などの皆さんの取り組みによって、市内の公共施設の美化は守られています。



第三者からの 推薦が必要!

景観サポーター認定の手続きは、まず、第三者による推薦から始まります。推薦は、本人以外であれば、どなたでも構いません。活動を約3年以上続けており、景観サポーターに推薦できる個人・グループがあります。たら、ぜひ推薦してください。市民の皆さんからの推薦を受けた後、今後発足予定の「景観善行表彰委員会」の意見を参考にしながら、景観サポーターに認定するかどうかを決定します。

道な活動を公共空間で行つている皆さんを景観サポーターとして市が認定し、その活動に対して市が支援・表彰しようと、ういうもので、平成21年度から25年度までの5年間の制度です。

どんな支援が受けられるの?

認定された景観サポーターには、活動に必要な物品・用具・資材などの貸し出しや提供を行います。例えば、散乱ごみの清掃活動には、軍手やほうきなどを提供し、緑化活動には、草花の苗や球根などを支給します。

具体的に貸し出しや提供する資材などは、景観サポーターと市が協議して決定することになり、協議が整つた内容により、景観サポーターと市の間で「景観活動協定書」を交わすことになります。

また、景観善行表彰委員会が選定した候補者には感謝状と記念品が贈られます。推薦など詳しくは、市企画課(本庁舎)☎ 247-614(直通)へお問い合わせください。

大切にしたい地域のつながり

町内会（自治会）の役割を考える



自分が住み慣れた地域への愛着や思いは人それぞれ。しかし、『住み心地がいい』『これからも住み続けたい』こんな思いは一緒のはずです。普段生活していると、個人や家族内だけでは解決できない問題や課題に直面することがたくさんあります。その問題や課題を解決するためには、地域の力が欠かせません。

近年、近所や地域のつながりが薄れてきていると言われています。これは、都会だけの問題ではなく、地方においても問題となっています。一方では、大規模災害時など不測の事態の際には、最も身近なよりどころとして、地域における人のつながりや町内会（自治会）の役割はますます重視されています。では、これから町内会（自治会）はどうあるべきなのでしょうか。

低下傾向にある 町内会への加入率

現在、市内には160の町内会があり、加入世帯は全世帯の9割に相当する約1万8千世帯にのぼります。

町内会は、私たちにとって一番身近な団体であり、

地域の衰退につながる 未加入者の増加

近年では、少子高齢化や核家族化の進行によって、人の価値観や生活習慣も多様化するなど、地域社会が大きく変化しています。人間関係の希薄化が進んだ地域では、高齢者との閉じこもりや子育ての孤立など、新たな課題も明らかにしています。

私たちの生活の中には、いろいろな課題が横たわっています。

身近な活動と 地域の魅力づくり

仕事や買い物など夕方や夜間に帰宅するときには、防犯灯が夜道を照らしています。これは当たり前のことでなく、常に維持管理を行っている町内会があるからです。このほか、毎月発行の「広報すもと」など市役所からのお知らせ文書の配布や、エコステーションの管理、市道の草刈りや清掃など、普段の生活において、町内会活動に支えられていることがあります。

地域ごとに抱える課題に対する対応が容易になります。逆に、加入率の低下は、町内会活動の停滞をまねき、地域の活力を低下させてしまします。

また、町内会には加入しているものの行事には参加せず、町内会費を納めるだけの関係になつているようなケースもあるようです。

これはできませんが、加入していれば地域における課題へ

の対応が容易になります。逆に、加入率の低下は、町内会活動の停滞をまねき、地域の活力を低下させてしまします。

また、未加入者が増えてしまえば、住みよい地域づくりのために活動を行つている町内会を支える力が弱まり、その結果、地域の衰退につながってしまいます。

地域ごとに抱える課題に対応するための特色ある活動も展開されています。例えば、上物部地区の仲山水町内会では、台風23号で多くの世帯が浸水被害に遭つた教訓から、

間帰宅するときには、防犯灯が夜道を照らしています。これは当たり前のことでなく、常に維持管理を行っている町内会があるからです。このほか、毎月発行の「広報すもと」など市役所からのお知らせ文書の配布や、エコステーションの管理、市道の草刈りや清掃など、普段の生活において、町内会活動に支えられていることがあります。

例えば、環境美化や防火・防犯、交通安全、青少年非行、ひとり暮らしの高齢者対策などがあります。このような問題は、個人やそれぞれ家庭だけで解決するのは難しく、地

域の住民が力を合わせなければ、解決できません。このように立場の人が住んでいることから地域との関わりが希薄になりがちです。

特に、町内会未加入者は、アパートやマンションなど集合住宅に居住する単身赴任者や学生などが多く、さまざまなりがちです。

例えば、環境美化や防火・防犯、交通安全、青少年非行、ひとり暮らしの高齢者対策などがあります。このような問題は、個人やそれぞれ家庭だけで解決するのは難しく、地



参加することが 地域のつながりを深める第一歩



洲本市連合町内会長
小川 祥さん

町内会活動で「人」が集まるということは大切なことです。確かに、昔と比べて、地域のつながり、人とのつながりは薄くなっています。

昔はどんな行事にも地域ぐるみで参加したものでした。最近では自分さえよければいいという考え方を持つ人もいるようです。さまざまな行事をしていく中で、参加者が少ないと人とのつながりがますます薄くなり、地域を衰退させてしまいます。

高齢化が進むにつれ、寂たきりや一人暮らしの人が増えています。こんな問題を地域で支え活動していくことも、地域の良さにつながるのではないかでしょうか。

活動内容や課題は町内会ごとに異なり、課題によっては行政と協力しながら、解決に取り組む必要があります。

自分自身が地域の中で生活しているということを改めて認識し、一人ひとりが支え合える地域を目指していきたいものです。

地域の住民
災では、淡路大震



のつながりを欠くことはできません。

南海・東南海地震や風水害など、いつ発生してもおかしくない自然災害の被害を最小限に食い止めるためにも、地域

という言葉もあるように、いざという時に一番頼りになるのが隣近所の住民であり、互いに助け合える隣近所づくりも町内会の大きな役目。そして、自分たちの力でより生活しやすい地域に変えていくため……。

一方、地域の歴史や文化を伝える活動など、これまで築き上げてきた伝統を守りながら精力的な活動も展開されています。地域の祭りもその一つ。世代から世代へと確実に伝統が受け継がれ、その技が披露されています。

このように町内会では、子どもからお年寄りまで年齢にとらわれることなく、地域に密着した活動が行われています。これらの活動は、交流や親睦のきっかけとなり、住民

私たちのライフスタイルや価値観の多様化とともに、行政に対するニーズも多様化しています。

行政にはさまざまな相談が寄せられますが、町内会において十分に解決可能なことがあります。

普段の生活の中において、地域のつながりの必要性を感じることはあまりないかもしれません。しかし、日常生活の中での地域のつながりがなければ、災害時など、いざと

き出します。一方、地域の歴史や文化を伝える活動など、これまで築き上げてきた伝統を守りながら精力的な活動も展開されています。地域の祭りもその一つ。世代から世代へと確実に伝統が受け継がれ、その技が披露されています。

このように町内会では、子どもからお年寄りまで年齢にとらわれることなく、地域に密着した活動が行われています。これらの活動は、交流や親睦のきっかけとなり、住民

私たちのライフスタイルや価値観の多様化とともに、行政に対するニーズも多様化しています。

行政にはさまざまな相談が寄せられますが、町内会において十分に解決可能なことがあります。

取り組み、有事の際に備えています。また、路線バスが通らなくなつた大野連合町内会では、自動車教習所の協力を得ながら送迎車を活用し、高齢者の移動手段の確保を実現させています。

それぞれの地域では、資金に余裕がない中で、地域の魅力を見いだすため、常に知恵を出し合っています。そして、自分たちの地域をよりよいものにしていくには、そこに住む人が地域のこれからを考え、お互いに協力していくことが必要です。「住民参加」これは、地域づくりに欠かすことのできない大切なキーワードとなります。

町内会では、それぞれの会員が持っている苦情や要望、意見を吸収し、それについて十分協議しながら利害を調整するなど、地域全体の共通課題として、一つずつ解決する力が備わっています。そして、時には、行政に対して要望や陳情を行うこともありますが、問題を解決するうえにおいて、町内会と行政の連携は必要不可欠となります。

行政にはさまざまな相談があるのも挙げられています。また、地域のつながりの薄さというのも報道されています。これらの原因の一つに、地域のつながりの弱さといふべきことでもあります。そこで、地域のつながりの必要性を感じることはあまりないかもしれません。しかし、日常生活の中での地域のつながりがなければ、災害時など、いざと



地域の課題解決と 行政との連携

行政にはさまざまな相談があります。行政にはさまざまな相談があります。

地域とのつながりと
いざというときの隣近所
連日のよう、痛ましい事

件や隣近所でのトラブルがテレビや新聞などで報道されます。これらの原因の一つに、地域のつながりの薄さといふべきことがあります。

役割を認識し、共に協力し合うことも町内会の姿なのです。お互いがそれぞれの行政は決して、上下関係にあるのではなく、

行政は決して、上下関係にあるのではなく、

対してまで行政が関わっていくことは、決して効率的ではなく、逆に問題を複雑化してしまうこともあります。行政が対応できる範囲に限界があるなかで、地域において生じるさまざまな課題に対しては、自らの手で解決するというのも町内会の大変な役割です。

保険料額決定通知書 保険証（被保険者証）

7月中下旬に送付します！

75歳以上（一定の障害があると認定を受けた65歳以上の人を含む）が加入する長寿医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を納めます。被保険者の皆さんに負担していただき、平成21年度の保険料額が決まりましたので、保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。また、8月から病院などで使う新しい保険証は、7月下旬に届きます。

◇保険料

◆保険料の計算方法

保険料額は、平成20年中の

所得に応じて算出されます。
なお、所得金額に応じた、
保険料の軽減措置があります。

◆保険料の支払い方法

①特別徴収（年金からの徴収）の人
今回決定した年間保険料額

②普通徴収の人

7月から翌年3月まで毎月
納付いただきます。年金の受
給額が年額18万円未満の人、
長寿医療保険料と介護保険料
の合計額が年金受給額の2分
の1を超える人が対象となります。

◆制度に加入する直前に被用 者保険の被扶養者だった人

全国健康保険協会（旧政府
管掌健康保険）や健康保険組
合、共済組合など被用者保険の
被扶養者であつた人は、新たに
保険料の滞納状況によって

◇保険証（被保険者証）

8月1日からは、新しい保

険証を医療機関の窓口で提示
してください。

認定証の更新は8月1日と

なっています。現在、認定証
をお持ちの人で8月以降も引
き続き対象となる人は、7月

は、有効期限が短い保険証（短期被保険者証）を送付するこ
とがあります。保険料の納付
が困難な事情がある場合は相
談してください。

医療機関にかかるときの一
度加入時から2年間に限り、所
得割（上記計算方法参照）は
かからず、均等割額も5割軽減
されます。ただし、特例として

平成21年度の1年間に限って、
均等割額が9割軽減されます。
平成21年度の1年間に限つて、
均等割額が9割軽減されます。

◆保険料の免除措置

次のようなときは、申請に
より保険料が減免される場合
があります。

①災害で大きな損害を受け
たとき

②所得が著しく減少したと
き

認定証

世帯員全員が住民税非課税

（表-1の区分で低所得Ⅰ・Ⅱ
に該当）の人は、限度額適用・
標準負担額減額認定証を提示
することで、入院の際に医療
機関で支払う一部負担金が表
の世帯単位欄の限度額となり、
入院時の食事代も減額されま

す。

表-1内の（注）に該当する
場合は、70歳以上75歳未満の人
の収入も計算対象になります。

なお、世帯状況の異動や所
得の更正などにより、隨時変
更されることがあります。

◆入院時食事などの負担額減額 (限度額適用・標準負担額減額 認定証)

12月）の所得や収入をもとに
計算されています。

被扶養者であつた人は、新たに
保険料の負担が生じるため、制
度加入時から2年間に限り、所
得割（上記計算方法参照）は
かからず、均等割額も5割軽減
されます。ただし、特例として

広告

今日も楽しいおつきあい



淡路信用金庫

理事長 瀧川好美

| | | |
|----|-------|-----|
| 本店 | 洲本市宇山 | |
| 店舗 | 島内 | 20店 |
| | 神戸市 | 5店 |
| | 明石市 | 1店 |
| | 西宮市 | 1店 |

■ 医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

表-1

| 区分 | 金一部 割負 合担 | 自己負担限度額（月額） | | 入院時の食事代 の標準負担額 (1食あたり) | 該当条件 |
|---------|-----------------|--------------|--|------------------------------|---|
| | | 個人単位 [外来] | 世帯単位 [入院含む] | | |
| 現役並み所得者 | 3割 | 44,400円 | 80,100円+ (医療費- 267,000円) ×1% [44,400円] ※1 | 260円 | 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯の人。ただし、住民税課税所得が145万円以上でも収入が次の金額に満たない人は、申請することにより「一般」の区分となります(注)。 ※対象となる可能性がある人には申請書を送付しています。 |
| 一般 | | 12,000円 | 44,400円 | | 「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」以外の人 |
| 低所得 | II I 割 | 8,000円 | 24,600円 | 210円 [160円] ※2 | 「低所得Ⅰ」以外の人 |
| | | | 15,000円 | 100円 | 世帯員全員が住民税非課税 ▽各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人 ▽老齢福祉年金の受給者 |

※1 [] 内は過去12か月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合 → 4回目からの額

※2 [] 内は過去12か月の入院日数が90日を超える場合 → 91日目からの額(申請が必要)

(注) ▽同一世帯に被保険者が1人の場合 → 被保険者の収入…383万円

▽同一世帯に被保険者と70歳以上75歳未満の人がいる場合 → 被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入合計…520万円

下旬に新しい認定証が保険証と一緒に届きます。
世帯員全員が住民税非課税の人で認定証の申請をしていない場合は申請してください。

問▽市保険課(本庁舎)

☎ 24-7608(直通)

▽県後期高齢者医療広域連合事務局

☎ 078-326-2021

65歳以上の皆さんへ

特定疾患医療受給者証の更新手続き

特定疾患医療受給者証をお持ちの人の医療受給者証の有効期間は、9月30日までとなっていきます。10月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望する人は更新手続が必要です。

該当者には、申請書を送っていますが、届いていない場合は連絡してください。

▼申請期限

9月30日(水)

申請・問

県洲本健康福祉事務所
地域保健課
☎ 26-2060

▽第3期
(10月)
▽第2期
(8月)
▽第1期
(7月)
7月31日
8月31日
9月30日

◆保険料の納期限

①普通徴収の人
徴収額は、平成22年2月と同
じ額になります。
毎年4月に送付していま
した「仮徴収額(4・6・8月
特別徴収額)のお知らせ」は、
来年度以降お送りしないこと
なります。

問市保険課(本庁舎)
☎ 24-7609(直通)

◆特別徴収 (年金からの徴収)の人

7月は、介護保険料普通徴
収(納付書納付・口座振替)の
第1期分の納期となっています。
介護保険は、皆さんが納め
る保険料が大切な財源となっ
ており、各種介護サービスの
費用に充てられています。そ
して、保険料を納めることで、
介護が必要になったとき、安
心してサービスを利用するこ
とができます。
年間保険料や納入方法を確
認し、忘れずに納めましょう。

②特別徴収(年金からの徴収)の人
の従来どおり偶数月
4・6・8・10・12・2月
▽第4期(12月)
12月25日
▽第5期(2月)
3月1日

介護保険料納入通知書をお送りします!

65才以上の被保険者の皆さんへ、「平成21年度
介護保険料のお知らせ」(納入通知書)を7月中
旬に送付します。

夢あるくらしのパートナー



淡陽信用組合

理事長 藤 勝

本店／洲本市栄町一丁目3番17号 TEL.0799(22)5555(代)
店舗 淡路地域18ヶ店 阪神地域4ヶ店 播磨地域7ヶ店

広告

今なら交付手数料が無料

一人に一枚住基カード

住民基本台帳カード（住基カード）を持っていれば、市役所など市内4か所に設置している証明書自動交付機（自動交付機）を利用して住民票の写しや、印鑑証明書を入手することができます。

自動交付機は、金融機関のキャッシュコーナーと同じように操作は簡単。土・日曜日や祝日でも利用でき、平日、市役所に来られない人にもおすすめです。

身分証明書として 写真付き住基カード

住基カードは、高度なセキュリティ機能を備えたICカードです。カード内部に記録された住民票コードによって本人であることを確認、迅速に

確認でき、平成23年3月末までは、希望者に無料で交付しています。

証明書を取るための 住基カード

カードは、クレジットカードや運転免許証などと同じ大きさで、種類は、本人の顔写真付きと写真なしの2種類から選べます。写真付きの住基

カードなら、運転免許証やパスポートなどと一緒に公的な身分証明書としても利用できます。

自動交付機では、窓口での手続きと違って申請書に記入する必要がなく、また窓口が混雑している時でも待たずに簡単に証明書が取得できます。

仕事などで忙しい人や急に証明書が必要になった場合などにも大変便利です。

ぜひ無料の期間に、住基カードを作りませんか。

問 市市民課（本庁舎）

防止などの
による犯罪



ため、市役所の窓口では、住民票や戸籍を請求する場合でも本人確認が厳格化されています。

金融機関においても、口座の新規開設や、10万円を超える現金振込などで本人確認が必要となっています。また、高齢運転者の運転免許証を自主返納する取り組みが進められており、本人確認書類としての写真付き住基カードの重要性や利便性が増しています。

住基カードはどちらか選べます！ ～カードの有効期間は10年～



▲顔写真付きカード



▲顔写真無しカード

手続きに必要なもの

- 印鑑
- 顔写真（写真付きのカードの場合のみ）
縦4.5cm×横3.5cm、
無帽・正面・無背景で6か月以内に撮影したもの
- 本人確認書類（カードの受取時に必要）

申請窓口

- 市民課（本庁舎） ○窓口サービス課（五色庁舎）
- 由良支所 ○大野・鮎原行政連絡所

※カードの受け取りは、市民課が窓口サービス課のみ。

カード交付手数料

無料（平成23年3月31日まで）※通常は500円

自動交付機の設置場所・利用時間

| | | | |
|-----------|---|----------------|----------------|
| 取得できる証明書 | ○住民票の写し ○住民票記載事項証明書 ○外国人登録原票記載事項証明書 ○印鑑登録証明書（印鑑登録のある人のみ） | | |
| 証明書交付手数料 | 300円（1通） ※窓口交付の場合と同じ | | |
| 設置場所・利用時間 | | 平 日 | 土・日・祝日 |
| | 市役所本庁舎 | 午前9時～ 午後7時 | 午前9時～ 午後5時 |
| | 由 良 支 所 | 午前9時～ 午後5時 | 午前9時～ 正午 |
| | 大野陽だまり館 | 午前9時～ 午後5時 | 午前9時～ 正午 |
| | 五 色 図 書 館 | 午前10時～ 午後6時 | 午前10時～ 午後6時 |

[注]大野陽だまり館の休館日（毎週月曜日、ただし第3月曜日は開館し、翌火曜日が休館）、五色図書館の休館日（月曜日ほか）は利用できません。

児童扶養手当制度のご案内

手続きは8月12日～14日に

現在、「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」を受給している人は、忘れずに「児童扶養手当現況届」「特別児童扶養手当所得状況届」を提出しましょう（8月12日～14日）。

この届は、手当を引き続いて受けられる資格があるかどうかを確認するためのものです。手続きが必要な人については、事前にお知らせが届きます。また、新たに手当に受けようとすると人は、「認定請求書」の提出が必要となります。

児童扶養手当

児童扶養手当は、離婚など理由で父と生計をともにできない子どもを養育している人に支給されます。

▼支給対象

①父母が離婚②父親が死亡③父親が重度障がい者④何らかの理由で父親と生計をともにしていない。

ただし、公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けている人や、児童福祉施設（母子生活支援施設・通園施設などを除く）に子どもが入所している場合は支給されません。

▼支給される期間

子どもが18歳になつた年の年度末（3月31日）まで。

児童の心身に中度（特別児

▼支給日

▽12月～3月分（4月11日）
▽4月～7月分（8月11日）

■手当の額

| 子どもの 人数 | 月額 | |
|------------|-----------------------|---------------------------------|
| | 全部支給 | 一部支給 |
| 1人 | 41,720円 | 41,710円 ～9,850円 |
| 2人 | 46,720円 | (41,710円 ～9,850円) +5,000円 |
| 3人以上 | 1人増えるごとに 3,000円を加算 | |

扶養義務者の前年度の所得額により変わります。一定額以上は全額の支給が停止されます。

童扶養手当2級に該当する程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで。

▼手当の額

支給される額は、申請者や、扶養義務者による障害がある場合は、一定額以上は全額の支給が停止されます。

特別児童扶養手当

扶養義務者の前年度の所得額により変わります。一定額以上は全額の支給が停止されます。

「一部支給停止適用除外事由届出書」などの必要書類を提出すれば、これまでどおりの手当が支給されます。

身体または精神に中度以上の障害がある20歳未満の子どもを養育する人に対して手当が支給される県の制度です。

ただし、障害を理由とした公的年金を受けている子どもや、児童福祉施設（母子生活支援施設・通園施設などを除く）に子どもが入所している場合は支給されません。

▼手当の金額

扶養義務者の前年度の所得額が一定額以上ある場合は、支

▽8月～11月分（12月11日）
※いずれも11日が土・日曜日、祝日の場合、その前の平日が支給日。

給されません。
▽重度障害児
月額50,750円
▽中度障害児
月額33,800円

▼支給日

平成20年4月から、「手当の支給開始後5年経過」または「手当の支給要件該当後7年経過」したときなどは、手当額の2分の1が支給停止されます。

ただし、就業しているなど、適用除外事由に該当する人は、手当が支給されます。

▼支給日

の平日が支給日。

「現況届」・「所得状況届」の提出期間

「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」を受給している人は提出する必要があります。提出されない場合は、支払いが停止されますので、ご注意ください。

年1回現況届（所得状況届）を提出する必要があります。提出されない場合は、支払いが停止されますので、ご注意ください。

「現況届」を受給している人は提出する必要があります。提出されない場合は、支払いが停止されますので、ご注意ください。

▼期間

8月12日(水)～8月14日(金)

▼時間

午前10時～午後4時

※期間中に窓口にお越しいただいて提出できない場合は、8月31日(月)までに提出してください。

【商品名・店名・デザインの模倣を予防したい!】

広告

商標登録・意匠登録してみませんか？



「お土産品」や「海産物」等の新商品ネーミング保護に！

「屋号」や「ネットショップの店名」の保護に！

片岸特許商標事務所 南あわじ事務所

南あわじ市神代国衙1055-5

弁理士 片岸 寿文

TEL 0799-42-5118

広告

～1等・前後賞あわせて3億円～

スマージャンボ宝くじ

この宝くじの収益金は、市長村の明るく住みよいまちづくりに使われます。また発売実績に応じて交付されますので、ぜひ県内の宝くじ売り場でお求めください。

発売期間：7月13日(月)～7月31日(金)

(財)全国市長村振興協会・(財)兵庫県市長村振興協会

偏見や差別のない明るいまちをめざしましょう

8月は「人権文化をすすめる市民運動」

お気軽にご参加ください

すすめる市民運動に 推進強調月間です

学校や地域、家庭、職域など私たちの日常生活の中には、昔ながらの迷信や因習、偏見などにより、人を差別したり相手の人権を傷つけたりすることがあります。また、社会経済の変化を背景とした新たな人権問題も発生しています。

このため、市と市人権教育研究協議会では、8月の「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間に合わせ、さまざまな人権に関する事業を開催します。ぜひ、この機会にイベントなど

に参加し、人権問題について理解を深めるとともに、お互いを尊重し、差別のない明るい社会を築きましょう。

▽市人権推進課（市役所北庁舎）
☎ 22-22580（直通） FAX 23-0974
△市人権教育研究協議会事務局（市立人権文化センター内）
☎・FAX 22-1282（桑間）

2009
人権フェスティバルinすもと

「コスマス太鼓」

洲本土人權教育研究協議會

平成21年度人権問題文芸作品「のじぎく文芸賞」の募集

▽生命や人権の尊さ、大切さが描かれているもの。

日時 8月30日(日)
午後1時開場・2時開会
ビデオの上映、市内作業所などのバザー、特設

| | |
|-------|--|
| 場所 | 文化体育館 |
| 内容 | （しばえもん座・会議室） △人権講演会 落語 家笑福亭銀瓶さんによる |
| ▼入場料 | 無料（入場整理券が必要・満員になり次第締切 ※整理券は当日配布できません） |
| 権相談など | |

▽落語 「落語と言葉に出会つて」
笑福亭銀瓶と桂か
▼整理券の配布場所

い枝の2人会
▽太鼓演奏 コスモス作業
所(池内)の皆さんによる

▽市人権推進課(本庁舎)
▽人権文化センター

▽窓口サービス課(五色庁舎)

▽由良支所 ▽各公民
問市人權推進課

▽由良支所 ▽各公民館
問市人權推進課

▼ 募集締切 7月28日(火) 募集人数 50人

た内容で、次の趣旨に沿つたものであれば自由。

洲本市民人權研修會

▼申込方法
電話または

▼申込方法 電話またはアツクスで申し込む。

△人の優しさや思いやり 支え合うことのすばらしさな

田園ノ林業育種研究会事務局

田園ノ林業育種研究会事務局

さまざまな人権課題の解消に向けた研修会を開催します。

先進地視察(市民)研修会

心豊かな社会づくりをめざす

| 創作童話 | 詩 | 文(手記)を作 き | 隨想 | 小説 | 部門 |
|-------|------|--------------|-------|-------|-----------------|
| 10枚以内 | 2枚以内 | 30枚以内 | 30枚以内 | 20枚以内 | 一般の部 (高校生以上) |
| | | 10枚以内 | 10枚以内 | | 学年部 (中学生以下) |

事務長

固定資産の評価を見直しました

市民の皆さんに固定資産税を公平に負担していただくため、土地と家屋は3年ごとに適正な評価額となるよう「評価替え（見直し）」を行っています。平成21年度はこの評価替えの年にあたり、評価の見直しを行いました。

納税者の皆さんには、5月中旬に納税通知書（課税明細書を同封）を送付していますので、所有している土地・家屋の課税内容を確認してください。

市税収入の半数を占める固定資産税

土地や家屋などを所有している人が、その資産のある市町村に納める税金が固定資産税で、毎年1月1日現在の所有者がその資産の価値に応じて負担している税金です。平成21年度の当初予算では、固定資産税は約30億円と、市税収入全体（約64億円）の約半数を占め、市民税とともに私たちの生活基盤を支える大きな役割を担っています。

土地と家屋については、3年ごとに評価替えを行い、原則として評価替え後の2年間は、現状に変化のない限り評価額は据え置かれることにな

3年に一度の評価替え

土地は現況地目で評価

今回、地目と現況が異なつてている場合がないかなどを調査した結果、地目は田や畠となっていても、実際は駐車場として利用されているものや、地目は宅地となっていても、実際は山林とかわらない状態のものなどがありました。

特に土地については、登記上の地目と現況が異なっている場合も多く、これまで、国や県などから「現況が評価に反映されていない」、「固定資産の価値が正しく評価されていない」といった問い合わせを受けることもあります。

ります。

なお、課税内容に不明な点がある場合はお問い合わせください。
問
市税務課（本庁舎）
☎ 2417605（直通）

記申請が必要であり、地目と現況は一致するのが通常です。しかし、それらが異なる場合は、その土地の使い方（現況の地目）により評価することになります。そのため、現況に応じた評価をしたことにより、税額が前年に比べ大きく変動した人もいますが、税負担の公平を図るため、ご理解をお願いします。

情報公開制度の運用状況 個人情報保護制度

市政に関する情報の公開を求める市民の権利を定めた「情報公開制度」と市が保有する個人情報の本人による開示などを請求する権利を定めた「個人情報保護制度」の平成20年度の運用状況を取りまとめましたので、お知らせします。

【情報公開制度】請求・申出の件数

| 実施機関 | 公開 | 部分公開 | 非公開 | 取下げ | 不服申立て |
|------|----|------|-----|-----|-------|
| 市長 | 49 | 81 | 0 | 0 | 2 |

【個人情報保護制度】開示請求の件数

| 実施機関 | 開示 | 部分開示 | 非開示 | 取下げ | 不服申立て |
|------|----|------|-----|-----|-------|
| 市長 | 10 | 0 | 1 | 0 | 0 |

※訂正請求、利用停止請求は、0件です。

市総務課

夏の交通事故防止運動

7月15日(水)～24日(金)

運動重点

- ◇高齢者と子どもの交通安全・自転車の交通安全
- ◇飲酒運転等悪質・無謀運転の根絶
- ◇全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



県民局・洲本市・洲本警察署・洲本交通安全協会

事前に部屋が見学できます！

市営住宅「特定公共賃貸住宅」 入居者募集中

中堅所得世帯向け「特定公共賃貸住宅」の入居者を募集しています。

◆募集団地名(所在地)

- ▽第2みたから(上塙)
- ▽第3みたから(上塙)
- ▽鳥飼(鳥飼浦)
- ▽第2鳥飼(鳥飼浦)



※第2みたから団地は、単身用の部屋もあります。

◆収入基準 収入月額が15万8千円以上48万7千円以下
※15万8千円未満の場合は、条件付きで入居できます。

◆家賃 月額6万円～7万5千円

◆家賃キャッシュバック制度(助成金)

年額6万円から33万6千円

※家賃と助成金は、収入に応じて額が変わります。

※収入月額が35万円以上の場合の助成金はありません。

申・問 ▽市都市計画課(本庁舎2階) ☎24-7611(直通)

▽窓口サービス課(五色庁舎) ☎33-1921(直通)



KURASINO KIKI JOUHOU

くらしの いきいき 情報

問 洲本市民工房

☎ 22-3322

在勤者は不可)。年齢・性別
不問。

申・問 市民交流センター(宇原)
☎ 24-4450

市 職 員

平成21年度実施(平成22年
度採用)の新規職員を募集し
ます。

▼募集職種 事務職(大学卒・短大卒・
高校卒)

第3回洲本バスケット ボールカーバル (ミニバスケットボール クリニック)

▼日時 8月1日(土)
午前10時~
☎ 24-7632(直通)

▼開催日 ▽予選リーグ戦 8月19日
(水)、10月21日(水)、12月16日
(水)

▼受験資格 ①大学卒 昭和54年4月2
日から昭和63年4月1日
までに生まれた人(平成
21年度中に年齢が22歳に
なる人から30歳になる人
まで)で、学校教育法に
よる4年制大学を卒業し
た人か、来年3月に卒業
見込みの人

バドミントン交流リ グ戦 参加チーム

▼受験資格 ②短大卒 昭和56年4月2
日から平成2年4月1日
までに生まれた人(平成
21年度中に年齢が20歳に
なる人から28歳になる人
まで)で、学校教育法に
よる短期大学、高等専門
学校または専門学校(修
業年限2年以上の専修学
校の専門課程)を卒業し
た人か、来年の3月に卒
業見込みの人

▼場所 文化体育館
メイシアリーナ

▼講師 佐古賢一選手

（元全日本代表）

▼観覧 無料

▼主催 洲本バスケットボール協会

▼開催日 毎週水曜日

▽初級 午後1時30分~

▽中級 午後3時~

▽受講料 2,800円
(4回分)

▼受験資格 ①大学卒 昭和54年4月2
日から昭和63年4月1日
までに生まれた人(平成
21年度中に年齢が22歳に
なる人から30歳になる人
まで)で、学校教育法に
よる4年制大学を卒業し
た人か、来年3月に卒業
見込みの人

▼受験資格 ②短大卒 昭和56年4月2
日から平成2年4月1日
までに生まれた人(平成
21年度中に年齢が20歳に
なる人から28歳になる人
まで)で、学校教育法に
よる短期大学、高等専門
学校または専門学校(修
業年限2年以上の専修学
校の専門課程)を卒業し
た人か、来年の3月に卒
業見込みの人

▼受験資格 ③高校卒 昭和58年4月2
日から平成4年4月1日
までに生まれた人(平成

催 し

洲本市民工房作品展 (3階ギャラリー・無料)

▼期間 5歳から小学6年生の児童
による油絵・絵画・工作を展示。

▼期間 7月24日(金)~26日(日)

▼時間 午前10時~午後7時
(24日は午後1時から)

▼場所 大学生などによるさまざま
な作品を展示。

▼期間 8月21日(金)~30日(日)

▼時間 午前10時~午後7時

※島内出身の現役学生の出展
者も募集中です。

▼開催日 每週金曜日

ホーリーストロークプレー。
チームを編成(島外からの
後5時まで)

▼開催日 每週金曜日

ホーリーストロークプレー。
チームを編成(島外からの
後5時まで)

第43回全淡スポーツ大会 パークゴルフ交流大会

参加チーム

▼日時 8月23日(日)午前9時~

▼場所 五色台運動公園「アスパ五
色」パークゴルフ場

▼競技方法 団体戦(4人1組)で、チー
ム全員の合計打数を競う18

▼競技方法 ホールストロークプレー。

▼競技方法 おとなのためのピアノ教室

▼競技方法 参加費

▼競技方法 受講料

▼競技方法 材料費

▼競技方法 受講料

▼競技方法 参加費

▼競技方法 募集数

申込締切

21年度中に年齢が18歳になる人から26歳になる人まで)で、学校教育法による高等学校を卒業した人か、来年3月に卒業見込みの人

※ただし、①に該当する人が②または③を受験したり、②に該当する人が③を受験することができません。

▼勤務期間 9月～11月上旬の予定
※雇用期間を延長する場合あり。
▼勤務条件 1日7時間45分、週38時間45分

▼応募方法 履歴書(市販の様式)と資格証の写を左記へ持参してください。

▼選考方法 書類審査(履歴書、資格など)と面接

▼その他 募集締切 7月31日(金)

10月下旬の予定

▽第1次試験 9月20日(日)
▽第2次試験 10月下旬の予定

▽第3次試験 11月中旬の予定

▼試験案内・受験申込書などの配布

▽配布開始 7月17日(金)
▽配布場所 市役所本庁舎

3階(総務課)、五色庁舎

(窓口サービス課)

▼申込受付期間 8月3日(月)～14日(金)

①②共通 2人程度

普通自動車(オートマチック車限定を除く)以上の運転免許を取得している人か、平成22年6月までに取得見込みの人

平成22年3月に高等学校を卒業見込みの人か、昭和49年4月1日までに生まれた人

▼勤務場所 洲本地域の学校

▼募集人数 1人

▼資格 調理師資格取得者(大量調理経験者を望む)

学校給食臨時調理員

申・問市総務課(本庁舎3階)
▽☎ 22-7067(直通)
▽☎ 22-3321(代表)

▼勤務期間 9月～11月上旬の予定
※雇用期間を延長する場合あり。
▼勤務条件 1日7時間45分、週38時間45分

▼応募方法 履歴書(市販の様式)と資格証の写を左記へ持参してください。

▼選考方法 書類審査(履歴書、資格など)と面接

▼その他 募集締切 7月31日(金)

10月下旬の予定

▽第1次試験 9月20日(日)
▽第2次試験 10月下旬の予定

▽第3次試験 11月中旬の予定

▼試験案内・受験申込書などの配布

▽配布開始 7月17日(金)
▽配布場所 市役所本庁舎

3階(総務課)、五色庁舎

(窓口サービス課)

▼申込受付期間 8月3日(月)～14日(金)

①②共通 2人程度

普通自動車(オートマチック車限定を除く)以上の運転免許を取得している人か、平成22年6月までに取得見込みの人

平成22年3月に高等学校を卒業見込みの人か、昭和49年4月1日までに生まれた人

▼勤務場所 洲本地域の学校

ホームステイ受け入れ家庭

姉妹都市ハワイ島・ヒロか

▼対象 18歳以上(高校生を除く)

給食調理場

卒業見込みの人か、昭和54年4月2日以降に生まれ高等學校を卒業した人等

率者が10月2日にもう1回訪問し、6月までの4泊5日の予定で市内に滞在します。

滞在期間中、高校生をボランティアで迎えてくれる家庭(ホストファミリー)を募集します。

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

▼受講料 (10回分)

▽協会員 3,000円

▽一般 10,000円

▽申込締切 8月20日(木)

申・問同協会事務局(市秘書課内) ☎ 26-0175(直通)

卒業見込みの人か、昭和54年4月2日以降に生まれ高等學校を卒業した人等

特典制度「協賛店」

県交通安全協会では、買い物やサービスを受けたときに会員証を提示することによって割引などの特典が受けられる制度の創設を予定しています。

そこでこの制度にご協力い

ただける「協賛店」を募集します。詳しくは、次へお問い合わせください。

問 洲本交通安全協会

☎ 22-15578

「創業塾 inすもと」参加者

▼開催日 9月6日(日)・13日(日)・20日(日)・27日(日)、10月4日(日)

▼時間 午前9時45分～午後4時15分

▼場所 洲本商工会議所

▼内容 創業体験者によるパ

ネルディスクッション、ビジネスプラン、広報宣伝、会計、マーケティングなど

▼対象者 創業に興味がある人や開業予定の人などで、5回の講義に連続して参加できる人。

合同労働相談会

労働条件や労使関係など用に関する相談に応じます(予約不要)。

本年9月から11月を調査期間として、全国消費実態調査が行われます。

全国消費実態調査にご協力を!

障害のある人や家族の皆さんのが地域で生活ができるようさまざまで相談に応じます。相談日以外に相談を希望する場合は連絡してください。

**身体障害者生活支援センター
移動相談(無料)****相談**

問(勤労者退職金共済機構

☎ 03-3436-0151

(代表)

中退共制度は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇など、有利な特典がいっぱいです。

広告

御食国 (みけつぐに)
淡路ごちそう館
御食国 (みけつぐに)
★御食国の持帰り弁当・オードブル
1,500円税込よりご予算に応じてお献立。
※ご注文は前日までにお願いいたします。
(オードブルは4名分より承ります)
メインホールで貸切パーティーを!
50名～200名まで各種パーティーにご利用いただけます。
飲食会、法事などの会食。
大切なお客様のおもてなしに。
御食国おまかせコース
お一人様 ¥3,500より
法事会席コース
お一人様 ¥5,000より

TEL 26-1133



淡路ごちそう館

御食国 (みけつぐに)

物やサービスを受けたときに会員証を提示することによつて割引などの特典が受けられる制度の創設を予定しているま

視覚障害者歩行訓練事業を始めました

視覚障害者が白杖により一人で歩行できようになるため、訓練事業を始めました。

訓練士が家庭を訪問し、日常生活に必要な歩行訓練を行

います。
問 洲本交通安全協会
☎ 22-15578

県介護支援専門員実務研修受講試験

▼試験日 10月25日(日)

▼試験会場 神戸大学、神戸松蔭女子学院

▼受付締切 8月3日(月)

▼受験手引き配布場所 淡路県民局健康福祉事務所、市介護福祉課(みなど元気館)

▼試験申込 8月10日(月)～25日(火)

▼試験申込 8月10日(月)～9月26日(土)

▼試験申込 8月33-1923(直通)

狩獵免許試験

市では、狩獵免許を新規に取得するための受験費用や、免許取得のため、講習会への参加者に講習会受講料を補助します。

▼対象地域 上物部・上物部2丁目・千草庚・鮎原南谷の各一部

問 市総務課(本庁舎)
☎ 22-7067(直通)

退職金は国の制度で!

中退共制度は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国退職金制度です。

掛金助成や税法上の優遇など、有利な特典がいっぱいです。

問(勤労者退職金共済機構

☎ 03-3436-0151

(代表)

▼7月22日(水)
午前10時～11時30分
午後0時30分～4時
▼市健康増進課(みなど元気館)
☎ 22-33337(直通)

▼8月19日(水)
午前10時～午後3時30分
文化体育館

献血

この調査は、国民生活の実態を家計面から総合的に把握し、社会・経済諸施策に係る重要な統計資料を得ることを目的としています。
7月中ごろから次の対象地域のお宅に調査員が伺いますので、ご協力ください。

問 同センター(フローラすもと)
☎ 22-54444

▼日時 7月31日(金)
午後1時30分～3時30分
▼場所 鮎愛館(五色図書館横)会議室

▼日時 7月24日(金)
午後1時30分～3時30分
▼場所 洲本総合庁舎

▼日時 7月25日(金)
午後1時30分～3時30分
▼場所 淡路県民局商工労政課

▼日時 7月26日(金)
午後1時30分～3時30分
▼場所 特別小会議室

▼日時 7月27日(金)
午後1時30分～3時30分
▼場所 淡路県民局商工労政課

▼日時 7月28日(金)
午後1時30分～3時30分
▼場所 鮎愛館(五色図書館横)会議室

▼日時 7月29日(金)
午後1時30分～3時30分
▼場所 鮎愛館(五色図書館横)会議室

▼日時 7月30日(金)
午後1時30分～3時30分
▼場所 鮎愛館(五色図書館横)会議室

洲本のまつりは今年も熱い

夏の大イベントの出かけよう!

~夏の夜空にでつかい華が咲く~



第62回 淡路島まつり

◆おどり大会(45連が出演予定)

7月31日(金)・8月1日(土) 午後6時～10時

問△同実行委員会事務局(洲本商工会議所内)

☎22-2571

△市商工観光課 ☎22-3321(代表)

◆花火大会(約5,300発)

8月2日(日)
午後8時～9時



おどり会場



※昨年までと一部変わっています。おどり大会の2日間は、市役所周辺の一部が通行止めとなりますので、庁舎北側に来庁者専用の臨時出入口を設けます。

「淡路島まつり募金」にご協力を!

◆募集期間 8月2日(日)まで

◆募集方法

【店頭募金】市内の協力店舗などに
募金箱を設置

【口座募金】

- ▷金融機関: 淡路信用金庫本店
- ▷種別: 普通預金
- ▷口座番号: 0283426
- ▷名義: 淡路島まつり実行委員会
実行委員長 瀧川好美

【会場募金】おどり大会本部・花火大会会場・無料駐車場付近でスタッフが募金活動を行います。

※荒天などでまつりが中止となった場合でも、募金は返却いたしません。

問 同実行委員会事務局 ☎22-2571



第30回 高田屋嘉兵衛まつり

今年のふるたとまつりは
都志海湾で開催!!

~阿久悠追悼花火も打ち上げ~

8月9日(日)

◆どうんこバーレーボール大会 午前9時～
…広石下地区の泥田(広石小学校西隣)

8月14日(金)

◆ゲートボール大会 午前9時～
…GOGOドーム

8月15日(土)

◆式典 午前9時30分～
…高田屋嘉兵衛翁記念碑前

◆魚のつかみどり大会 午前11時～
…都志海水浴場

◆少年相撲大会 午後1時～
…アスパ五色

◆ふるさとまつり 午後6時～

…都志港湾

△パレード ▽舞台イベント

(高田屋太鼓、だんじり唄、よさこい踊りなど)

※荒天時は中止

◆花火大会(約1,500発)

※荒天時は16日(日)に延期



問 高田屋嘉兵衛まつり
実行委員会事務局
(市商工観光課内)

☎22-33321(代表)



ウェルネス通信



ウェルネスパーク五色
[高田屋嘉兵衛公園]

<http://www.takataya.jp/>

夢工房体験メニュー ☎33-1540

- ***キッズ体験** (マイコップ、タイルカレンダー、デコミラー、万華鏡、ミサンガ)
7/25・28・8/1・4・8・11・18 (10:00~)
●料金▶1,000円~1,600円(体験メニューによって料金が変わります)
●締切前日
- エコクラフト教室** 7/25・8/8 (10:00~)
●料金▶1,500円(材料費込) ●締切3日前
- エッグクラフト教室** 7/25・8/8 (10:00~)
●料金▶2,500円(材料費込) ●締切3日前
- とんぼ玉づくり体験** 7/25・8/8 (10:00~)
●料金▶2,000円~(材料費込) ●締切3日前
- ***キッズプリザーブドフラワーアレンジメント体験**
7/25・8/9 (13:30~)
●料金▶1,300円(材料費込) ●先着10人
- ***キッズ型染め体験** (ハンカチ、バンダナ、エコバック)
7/31・8/10・12 (13:30~)
●料金▶900円~1,000円(材料費込) ●事前申込不要
- ***キッズ松ぼっくりのかぶと虫づくり体験**
8/6・7 (6日10:00~、7日13:30~)
●体験料▶900円 ●事前申込不要
- ***キッズお花のリースづくり体験**
8/6・7 (6日13:30~、7日10:00~)
●体験料▶900円 ●事前申込不要
- わらびもちづくり体験**
7/25・8/8 (①10:00 ②11:00 ③13:00 ④14:00 ⑤15:00)
●料金▶600円 ●事前申込不要
- ***キッズ玉ねぎの染色体験** (ハンカチ、バンダナ)
8/13・14 (13:30~)
●料金▶900円~1,000円(材料費込) ●事前申込不要
- 藍染め体験** 8/16 (13:30~)
●料金▶1,200円(材料費別) ●締切前日

かぶと虫の島オープン

子供たちが大好きな「かぶと虫」が間近で観察できます。飼育セットの販売コーナーもあります。入場無料。

●期間 7月18日(土)~8月16日(日)

五色洋ランセンター
☎ 33-0261

を30分延長します。
なお、7・8月の各種サービス(キッズ・ファイブ)

開館時間を延長します

7月18日(土)~8月31日(月)まで、開館時間

●メンズ・レディースデーは休みます。
●開館時間 午前10時30分~午後10時
※最終の受付時間は午後9時30分

問 ゆくゆくファイブ ☎ 33-1601

第15回ウェルネスパーク五色 写生画コンクール作品展

小・中学生が公園内の景色や動物などを描いた作品を展示します。観覧無料。

●期間 7月18日(土)~8月31日(月)

問 夢工房 ☎ 33-1540

子供向け体験参加者募集

夢工房では夏休み期間中、さまざまな子供向けの体験メニューを用意しています。ぜひ参加してください。

左表「夢工房体験メニュー」のキッズ(※)

文化体育館トレーニングルーム



健康維持・ 健康増進・ 体力向上に

あなたの健康
づくりの施設です!
いつでも見学できます!!

夏休み限定学生チャレンジコース募集中

◆回数券コース

△料 金: 6枚綴り 3,000円(税込み)

△利用期間: 7月22日(水)~9月30日(水)

通常1回600円×6枚=3,600円 → 600円お得!

◆定期利用コース

△料 金: 4,000円(税込み)

△利用期間: スタート日から1か月間+10日間

通常4,000円で1か月間の利用

→ プラス10日間利用可能!

次の持ち物を持参すれば、その日からトレーニングができます!

●運動できる服装 ●内履きシューズ ●汗拭き用タオル

●水分補給用ドリンク(フタのあるもの)

※更衣室内にシャワールームがあります。

※シューズやタオルなどのレンタルは行っていません

申・問 文化体育館トレーニングルーム ☎ 22-6726

[休館]火曜日 [平日]10:00~21:00 [土日祝]10:00~18:00

明石海峡大橋

海上ウォーク

参加者募集中

10月3日(土)・4日(日)

※荒天時の場合は中止

コース

△大 人 2,000円

△中学生以下 1,000円

小学4年生以上(小学生は保護者の同伴が必要)

募集定員 2,400人(2日間の合計)

※応募多数の場合抽選

募集締切

7月31日(金) 当日消印有効

応募方法

往復はがき、またはホームページから

△往復はがき 参加希望日、参加希望人数(最大5人まで応募可)、代表者の住所・氏名・年齢・性別・電話番号、返信先宛名・住所を記入のうえ次へ送付。

△ホームページ <http://www1.sumoto.gr.jp/kouiki/>

当選通知

8月31日までに郵便でお知らせします。

※往復はがきでの申込者には、落選の場合も通知します。

応募先

〒656-0021

洲本市塩屋1丁目2-32淡路消防ビル内(4階)

淡路広域行政事務組合内海上ウォーク係

☎ 24-4770

8月の無料相談

- 下記以外の相談は、「市民便利帳」でご確認ください。
- 法律相談**（予約制）
 ▽日時 5日(水)、19日(水) 13:15～16:10
 ▽場所 市役所北庁舎
予約 市人権推進課(北庁舎)
 ☎22-2580(直通)

■行政相談

- ▽日時 12日(水) 13:15～15:00
 ▽場所 市役所北庁舎
問 市人権推進課(北庁舎)
 ☎22-2580(直通)

■法律・人権・行政相談

- ▽日時 19日(水) 13:30～15:00
 ▽場所 五色中央公民館
問 市窓口サービス課(五色庁舎)
 ☎33-0161(直通)

■年金相談・ねんきん特別便相談

（予約制）

- ▽日時 21日(金) 10:30～15:30
 ▽場所 文化体育館
問 市市民課(本庁舎) ☎22-3321(代表)

■司法書士による相談

（予約不要・当日先着順）

- ◆法律・登記相談**
 ▽日時 18日(火) 10:00～12:00
 ▽場所 県洲本総合庁舎

- ◆多重債務者相談**
 ▽日時 24日(月) 10:00～12:00
 ▽場所 県洲本総合庁舎

- 問** 司法書士川端英雄事務所
 ☎0799-62-3206

■行政書士による相談

（予約制・先着3人）

- ▽内容 農地法関係、相続、契約関係
 ▽日時 10日(月) 13:30～15:30
 ▽場所 県洲本総合庁舎
問 相談会担当・行政書士奥野一喜事務所
 ☎42-5355

■こころのケア相談

（予約制）

- ▽日時 11日(火) 14:00～16:00
 ▽場所 県洲本総合庁舎
予約 県洲本健康福祉事務所 ☎26-2064

■テレビ電話による法律相談

（予約制）

- ▽日時 毎週、平日木曜日 13:00～15:00
 ▽場所 県洲本総合庁舎
予約 淡路さわやか県民相談室
 ☎0120-36-7830

■教育相談

（予約制）

- ▽日時 10日(月) 13:00～15:00
 ▽場所 県洲本総合庁舎
予約 県淡路教育事務所 ☎22-4152

■女性問題面接相談

（予約制）

- ▽日時 21日(金) 13:00～16:00
 ▽場所 県洲本総合庁舎
予約 淡路さわやか県民相談室
 ☎0120-36-7830

■宅建協会淡路支部による不動産相談

- ▽日時 11日(火) 13:00～16:00
 ▽場所 宅地建物取引業協会淡路支部事務所
予約 同事務所(海岸通・洲本ポートターミナルビル1階) ☎24-0088

8月の健康カレンダー

健康増進課 健康福祉館「みなと元気館」 ☎22-3337

母子健康手帳交付

| 内 容 | と き | 場 所 |
|----------------------|---------------------------------------|----------------------|
| 母子健康手帳交付 妊婦相談(個別) | 洲本会場 6日(木)、13日(木) 20日(木)、27日(木) | みなと元気館2階 ☎22-3337 |
| | 五色会場 11日(火)、25日(火) | 五色庁舎 ☎33-1922 |

乳幼児健康診査・相談

（対象者には個別で通知）

☎22-3337

| 事 業 名 | 対 象 | と き | 受付時間 | 場 所 |
|------------|----------|--------|-------------|-----|
| 乳児健康診査 | H21年4月生 | 20日(木) | 12:45～13:15 | み |
| 7か月児相談 | H21年1月生 | 26日(水) | 9:30～ 9:50 | な |
| 10か月児健康診査 | H20年9月生 | 5日(水) | 12:45～13:15 | と |
| 1歳6か月児健康診査 | H19年12月生 | 27日(木) | 12:45～13:15 | 元 |
| 2歳児相談 | H19年5月生 | 19日(水) | 13:00～13:15 | 氣 |
| 3歳児健康診査 | H18年5月生 | 6日(木) | 12:45～13:15 | 館 |

その他の相談（要予約）

☎22-3337

| 内 容 | と き | 場 所 |
|------------------------|------------------------|--------------|
| すくすく子育て相談 | 7日(金) 9:30～11:00 | み |
| こころの相談 | 7日(金) 14:00～16:00 | なと元気館2階 |
| 歯科保健相談 | 26日(水) 13:00～15:00 | |
| 筋力アップ サークル | 5日(水)、12日(水) 19日(水) | 五色トレーニングセンター |
| | 27日(木) 9:00～ | |
| 6日(木)、13日(木) 20日(木) | 9:30～ | み な と 元 気 館 |
| | 27日(木) 9:00～ | |

洲本図書館 ☎22-0712

- いっしょにおはなし会
(0～3歳児対象)
5日(水)、22日(土) 11:00～
- おはなし会（3～6歳児対象）
8日(土)、22日(土) 14:00～
- もっとおはなし会（小学生対象）
8日(土)、22日(土) 14:30～
- ありがみ教室
1日(土) 14:00～
- つくってあそぼう！
16日(日) 14:00～

※ありがみ教室、つくってあそぼう！
は、定員40人。参加申込は前日まで。

五色図書館 ☎32-1693

- おはなし広場
（“おはなし隊”による絵本・紙芝居の読み聞かせ）
22日(土) 13:30～
- おひざのうえのおはなし会
(3歳ぐらいまで対象)
13日(木)、27日(木) 10:30～
- えるる俱楽部 10:30～
(絵本・紙芝居の読み聞かせ)
1日(土)、2日(日)、8日(土)、9日(日)
15日(土)、16日(日)、22日(土)、23日(日)
29日(土)、30日(日)

※いずれも参加申込は不要

8月の図書館だより

●開館時間●

洲本図書館 10:00～19:00
(7月・8月)

五色図書館 10:00～18:00

●8月のカレンダー●

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|----------|----|----|----|----|----|
| | | | | | | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 30 | 24 31 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |

■両図書館休館日

※洲本・五色図書館の新着情報は、
洲本市立図書館ホームページ
(<http://www.library.city.sumoto.hyogo.jp>) でご覧いただけます。

まちかどトピックス



安乎保育所の移転新築に着手

安全な工事完成を祈り起工式



老朽化などに伴い建て替えられる市立安乎保育所移転新築工事の起工式が6月23日、安乎公民館東隣の建設予定地で行われました。市長をはじめ地元関係者、工事関係者など約30人が出席して、工事期間中の安全を祈願しました。

昭和50年に建設した現在の保育所は、築後35年近くが経過しているため老朽化が目立ち、また、施設前の県道が狭小であるため、園児送迎時の安全確保が課題となっていました。

新しく建設する保育所は、鉄骨平屋建てで延床面積が約483平方㍍。保育室3室と乳児室、屋内遊戯室、厨房などを備えます。総事業費は約1億3,300万円。年内の工事完成を目指します。

地元の魚をもっと食べて！



親子で魚料理に挑戦
小学生と母親らを対象とした「親子料理教室」が6月13日、五色中央公民館で開かれ、参加した12組29人の親子が魚料理の技を教わりました。

若い世代に魚料理を教え、魚を好きになってもらおうと、五色町漁業協同組合婦人部・青年部が今回初めて教室を開いたもの。参加者はキス、アナゴの天ぷら、タコを使ったたこ飯と、吸い物に取り組みました。調理は、包丁を使って魚をさばくところから始まり、慣れない手つきの子どもたちは、漁協のメンバーから手ほどきを受けながら、魚の下処理に挑戦。母親に手伝ってもらいながら料理を仕上げ、最後に出来たての味を堪能していました。

水生生物で川の健康度をチェック

洲本第三小児童が千草川で水質調査

洲本第三小学校の5年生が7月7日、理科の授業で学校近くを流れる千草川の水生生物調査に取り組みました。生物の観察や水質の調査を通して環境への関心を高めようと、昨年に引き続き2回目。生息している水生生物によって、川の水質が分かることを学びました。

児童たちは県の理科推進員・物部靖二さんから説明を受けた後、網を持って川へ。川底の石の裏側に張り

付いている生物を次々と採取しました。この後、水生生物を学校に持ち帰り、顕微鏡を使って水質別に分類作業。きれいな水にすむ生物は発見できず、「汚れた水」にすむミズムシやタニシなどを多く確認。確認された水生生物の数から「汚れた水」の階級となることが分かりました。児童らは、近くを流れる川の水質が予想以上汚れていることに驚いていました。



基礎から楽しく学んで！

小学生対象にバドミントン教室



子どもたちにスポーツを楽しめる機会を増やそうと、市教育委員会が募集していたバドミントン教室が6月17日から始まりました。昨年、市内の小学生を対象にスポーツ活動についてのアンケートを実施したところ、バドミントンへの関心が高く、今年度初めて企画したものです。初日の低学年の部には約20人が参加。教室では、講師が正しいラケットの握り方や基本的なシャトルの打ち方を指導。初めてラケットを振った参加者は、ラケットにうまく当たらず苦戦しながらも、上達しようと真剣に取り組んでいました。

教室の定員にまだ若干の余裕があり、途中参加も可。場所は文化体育館か鮎愛館で月1回、水曜日に開催。詳しくは、市体育保健課（☎24-7632）へ。

同社の創業60周年事業として6月15日、万一大の際役立てほしいと、自動体外式除細動器（AED）4台が市に寄贈されました。寄贈されたAEDは、由良支所、洲本第三、大野・加茂小学校に設置され、いざというときの救命活動に役立てるられます。

■ 親興自動車株
寄贈

（塩屋2）



広報すもと

平成21年7月15日発行 【編集・発行】洲本市企画情報部秘書課

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 ☎22-3321(代表) <http://www.city.sumoto.hyogo.jp>
【人口】49,488 【男】23,598 【女】25,890 【世帯数】20,123 [7月1日現在・住民基本台帳による]